

重要事項説明書

株式会社アシステンツァ

スクルドエンジェル保育園くさつ園

小規模保育事業

「スクルドエンジェル保育園くさつ園」重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当事業所が貴殿に説明すべき内容は、次のとおりです。

1.事業所の目的及び運営の方針

(1)事業の概要

事業所の名称： スクルドエンジェル保育園くさつ園
所在地： 草津市草津三丁目 10-45 村松ビル 1 階
電話番号： 077-558-7707

(2)目的及び運営の方針

①スクルドエンジェル保育園くさつ園(以下、当事業所という。)は、本事業は、子ども一人ひとりの発達段階や個性を尊重し、寄り添った保育を行うことを目的としています。

「信頼の保育」を基本理念とし、保護者および職員と信頼関係を築きながら、家庭と同様に温かく安心できる保育環境を提供します。また、日々の保育を通じて子どもが主体的に関わり、感じ、考える経験を大切に、未来を創造する力の基礎となる豊かな人間性を育みます。

②当事業所は、以下の法令及びその他関係法令を遵守します。

- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ・草津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

2.当事業所における施設・設備等の概要

(1)施設・設備

設置者	株式会社アシステンツァ				
代表者氏名	代表取締役 空閑 美紀				
設置者住所	神奈川県平塚市天沼 9-77-323				
設置者電話番号	090-74244479				
管理者氏名	園長 佐野 佐栄子				
敷 地	敷地全体		180.03 m ²		
園 舎	構 造		鉄骨造		
	延べ面積		180.03 m ²		
	階数	地上 2 階建ての 1 階	建築年月	2003 年 2 月 12 日	
屋外遊技場	代替地（込田公園） 5,400 m ²				
設備の種類	冷暖房、防犯カメラ（屋内 4 台、屋外 3 台）				

(2)主な施設

設備	部屋数	面積	設備	部屋数	面積
乳児室	1室	13.32 m ²	ほふく室	1室	37.95 m ²
保育室	1室	20.46 m ²	調乳室	1室	2.04 m ²
幼児用トイレ	1室	11.52 m ²	調理室	1室	14.73 m ²
事務室	1室	9.41 m ²			

3. 提供する保育の内容(別紙パンフレットを参照して下さい)

(1)保育の提供

当事業所は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)に基づき、保育その他の便宜の提供を行います。

(2) 当事業所では、モンテッソーリの考え方を取り入れ、子ども一人ひとりの主体性や考える力を大切にした保育を行います。

また、リトミック・幼児体育・外国人講師による英語活動などの幼児プログラムや、食育活動を通して、多様な体験を提供します。

(3)年間行事予定

お誕生日会、七夕まつり、水遊び、クリスマス会等を予定しています。

日程については「園だより」等でお知らせいたします。

(4)1 日の流れ

標準時間認定児童		短時間時間認定児童	
時刻	内容	時刻	内容
7:15～	順次登園 遊び(園外活動含む)	8:30～	順次登園 遊び(園外活動含む)
11:00～	昼食	11:00～	昼食
12:30～	午睡	12:30～	午睡
15:00～	おやつ	15:00～	おやつ
15:30～	遊び	15:30～	遊び
18:15～	延長保育	16:30～	延長保育

※おおよその1日の流れになります。

(5)一時預かり(余裕活用型)について

当園は一時預かり事業を実施します。

預かり時間は、平日午前8時30分から午後4時30分です。

利用料	給食費	おやつ代(朝・15時)
30分 500円	日 額 300円	各 100円

4.食事の提供

(1)提供方法

当事業所内で調理し提供します。

(2)提供内容

献立表は毎月別途お知らせします。

(3)提供時間

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等によりお弁当の持参をお願いする日があります。

利用児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。(変更になる場合があります。)

	午前おやつ	昼食	午後おやつ
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃

(4)食物アレルギー等への対応

アレルギーやその他の事情により給食に配慮が必要な場合は、可能な範囲でお子さま一人ひとりの状況に応じた対応を行いますので、あらかじめご相談ください。その際には、医師の診断書等の提出を依頼する場合があります。

また、草津市が策定する「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、当園においても食物アレルギー対応マニュアルを策定し、安全で適切な対応に努めます。

5.連携協力の概要

当事業所の保育が適正かつ確実に実施され、必要な保育が継続的に提供されるよう、以下の施設と連携協力を行います。

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設名称	志津保育園
所在地	草津市青地町 946 番地
連携協力の概要	保育内容の支援、代替保育の提供、卒園後の受け入れ

6.職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容については以下のとおりとします。

職 種	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	職員及び業務の管理を一元的に行い、入所児童を全体的に把握し、事業所業務をつかさどる。	1 人	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	5 名 (入所児童数に応じて、基準以上の数の職員を配置する。なお、うち1人に限り、保健師又は看護師を配置する場合がある。)	4 名

嘱託医	健康診断の実施。 環境衛生、感染症予防等についての指導及び助言等を行う。		2 人(小児科医・ 歯科医)
調理員	連携施設における栄養士の指導のもと作成された献立表に基づき、給食及びおやつを調理する。		2 人

当園では、「草津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。職員体制は保育児童の状況により変動する可能性があります、園内で職員体制の閲覧が可能です。

7. 保育を行う日及び時間帯

当事業所において保育を提供する日及び時間は、以下のとおりとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除きます。

ただし、当事業所が定める保育標準時間(11 時間)もしくは保育短時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育標準時間(11 時間)もしくは保育短時間(8時間)から開所時間の間に延長保育を提供します。当事業所が設定する延長保育は平日のみとし19時までとなります。延長保育を利用の際には、別途利用者負担が発生します。

	提供日	提供時間
標準時間認定(11 時間)	月曜日～土曜日	7:15～18:15
短時間認定(8 時間)	月曜日～土曜日	8:30～16:30

8. 利用者負担額等

(1) 当事業所が徴収する利用者負担額の内容は以下のとおりとします。

- ① 利用児童の居住する市町村が定める額の基本保育料を当事業所へお支払いいただきます。
- ② 利用者負担(保育料)以外の延長保育料等の利用料については下記の通りです。

	時間	料金
標準時間認定	18:15-19:00	日額 200 円 11 回/月以上:月額 2,500 円 10 回/月以下:日額 200 円×利用日数
短時間認定	① 8:00～8:30 ② 16:30～17:15 ③ 17:15～18:15 ④ 18:15-19:00	11 回以上/月:①②③月額 2,000 円、④月額 2,500 円。 10 回以下/月:①②③日額 150 円×利用日数、④日額 200 円×利用日数

* 当事業所が設定する延長保育は 19 時までとなります。19 時を超えた場合には 1 分以上 30 分毎に 3,000 円のご請求をさせていただきます。

(2)地域型保育給付費の法定代理受領

事業者は、子ども・子育て支援法第 29 条第 5 項(同法第 30 条第 4 項の規定において準用する場合も含む)の規定により、地域型保育給付費を保護者に代わって受領します。

(3)利用者負担額等の納付方法

利用者負担(保育料)について、当事業者は明細を付して利用月の翌月 10 日までに保護者に請求し、保護者は利用月の翌月 20 日(20 日が土日祝日の場合は金融機関翌営業日)に口座振替にてお支払い下さい。口座振替ができなかった場合は、速やかに銀行振込にてお支払いください。

(4)月の途中退所における利用者負担(保育料)は、「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」で定めた利用者負担(保育料)に、その月途中退所であっても、保育料の返還は無いものとします。

(5)上記に掲げる費用以外に、別表に掲げる費用をお支払いいただきます。

9.利用定員

総定員 19 人。内訳は次に掲げるとおりです。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児
定員	3 人	8 人	8 人

ただし、認可基準の範囲内で、上記に定める定員を超えて受け入れることがあります。

10.利用の開始及び終了に関する事項

(1)各種手続きについて

①入園に関する手続き

入園時には、別紙に定めた書類をご提出下さい。

当事業所では草津市の利用調整に基づき当園に入所決定された教育・保育給付認定を受けた保護者本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

②退園に関する手続き

退園が決定した場合には、1 か月前までに知らせるとともに退園届(写し)をご提出下さい。

③転園・休園に関する手続き

転園が決定した場合には、転園届(写し)をご提出下さい。

休園を申し込む場合には、休園届(写し)をご提出下さい。

(2)保育の提供の終了について

当事業所は、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

① 利用乳幼児が 3 歳に達した年度末

② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

③ 市外に転出するとき

④ 長期欠席するとき

⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 嘱託医

当事業所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	ふじさわ小児クリニック
医 院 長 名	藤澤 大輔
所 在 地	草津市大路二丁目 9-4
電 話 番 号	077-561-5222

(2) 歯科

医療機関の名称	Sono Dental Clinic おとな&こども歯科
医 院 長 名	越後 園子
所 在 地	草津市草津二丁目 15-24
電 話 番 号	077-516-4660

12. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 利用児童の病状急変等への対応について

利用児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(2) 非常災害時の対策等について

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応します。
避難訓練	避難訓練を月1回実施。(詳細は安全計画に記載)
災害時の避難場所	草津小学校(広域避難場所)
園児引き渡しの方法	引き渡し者を事前に確認し、本人確認の上引き渡します。
防災設備	誘導灯(2ヶ所)、消火器(1ヶ所)、非常警報設備(1ヶ所)

(3) 管轄する関係機関

消防署	西消防署 077-568-0119
警察署	草津警察署 077-563-0110

13. 要望・相談の受付

当事業所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	ご利用時間 月曜～金曜日 9:00～17:00(土日祝祭日休み) 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 株式会社アシステンツァ 代表取締役 空閑 美紀 電話 : 090-7424-4479
第三者委員	SOU キッズケア株式会社 FC コンサルティング事業部 代表 : 03-6875-9650

14.虐待の防止

(1)職員の虐待防止のための措置

虐待防止マニュアルの作成、運用を行います。また、利用児童に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

(2)家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、利用児童や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

15.保険に関する事項

当事業所では、次の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険金額	1 事故 10 億円、対物 1 名 10 億円

保険の種類	傷害保険
保険金額	死亡・後遺障害 200 万円 入院日額 3,000 円 通院日額 2,000 円

独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入しています。

保育園内で発生した事故、登降園の通常の経路で起きた事故、その他保育園の管理下における災害に対して、災害共済金を給付する制度です。

16.守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1)正当な理由がない限り、保育の提供にあたって知り得た利用児童及びその家族の個人情報を他者へ公表しません。
- (2)利用児童の居住市町村が認定する毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

17.留意事項

- (1)当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、書面にてご説明いたします。
- (2)登園時に健康観察を行い、体温が 37.5 度以上ある場合には、登園をお控えいただきます。また、保育中に発熱が認められた場合には、38.0 度を目安として、園より保護者の方へご連絡し、お迎えをお願いすることがあります。なお、発熱がない場合であっても、激しい腹痛、下痢、嘔吐等の症状が認められる場合には、当事業所の判断により保護者の方へご連絡し、お迎えをお願いすることがあります。
- (3)予防接種を受けた当日は、副反応による発熱等の恐れがあるため、登園をお控えいただき、自宅にて安静にお過ごしください。

別 表

1. 時間外保育に係る利用者負担

延長保育料等の利用料については下記の通りです。

	時間	料金
標準時間認定	18:15-19:00	日額 200 円 11 回/月以上:月額 2,500 円 10 回/月以下:日額 200 円×利用日数
短時間認定	① 8:00～8:30 ② 16:30～17:15 ③ 17:15～18:15 ④ 18:15-19:00	11 回以上/月:①②③月額 2,000 円、④月額 2,500 円。 10 回以下/月:①②③日額 150 円×利用日数、④日額 200 円×利用日数

*当事業所が設定する延長保育は 19 時までとなります。19 時を超えた場合には 1 分以上 30 分毎に 3,000 円のご請求をさせていただきます。

2. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

(金額が変更になった場合は速やかにお知らせいたします。)

1. 帽子 1430 円
2. 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度掛金 300 円(任意)
3. 月間絵本 月 400～550 円程度(任意)

利用園児における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

法人名称： 株式会社アシステンツァ
法人住所： 神奈川県平塚市天沼 9-77-323
氏名： 代表取締役 空閑 美紀

事業所名称： スクルドエンジェル保育園くさつ園
事業所住所： 草津市草津三丁目10-45村松ビル1階
説明者 : 園長 佐野 佐栄子

私は、本書面に基づいて「スクルドエンジェル保育園くさつ園」の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意した上で、貴事業所の利用を申し込みます。

20 年 月 日

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名:



児童から見た続柄: